

2026 年 1 月 20 日

## 輸入規制・課金による EU

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
環境ユニット 気候変動グループ マネージャー  
研究主幹 田上貴彦

輸入規制・課金を EU が多用している。

2026 年 1 月から、炭素国境調整メカニズム (CBAM) は、報告義務のみの移行期間を終え完全実施となった。2026 年 1 月の輸入分から、CBAM 対象財の EU への輸入者は、埋め込まれた排出量 (財の製造時に放出された排出量) に相当する CBAM 証書を提出しなければならない。その直前の 2025 年 12 月 17 日、欧州委員会は、財に埋め込まれた排出量の計算についての方法に関する実施規則、デフォルト値の設定に関する実施規則等を公表するとともに、2028 年 1 月から CBAM の対象を鉄鋼の川下財 (組立財) 等に拡大する規則案を提案した。CBAM は、セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素の 6 つの財に適用されている。CBAM 規則の適用状況に関する報告書で、欧州委員会は、第 1 段階として、上記の 2025 年末の提案に基づき、2026~2027 年に川下への拡大などを進め、第 2 段階として、2027 年に化学品やポリマー (プラスチック) 等への拡大を検討するとしたが、当初の規則上のスケジュールから 1~2 年遅れている。2025 年 11 月初めまでの 2040 年気候目標の議論の中で、産業保護の観点から、CBAM の実効的な実施と川下財への拡大が条件とされたことから、年内の規則案の提示が急がれた。

UN Comtrade (国連商品貿易統計データベース) によれば、2024 年の他地域から EU への輸入金額 2.6 兆ユーロのうち、鉱物性燃料が 19.1%、電気機器が 13.8%、機械類が 11.5%、車両が 5.6%、有機化学品が 4.0%、プラスチックが 2.5%、衣類 (編んだもの) が 1.7%、衣類 (編んだものを除く) が 1.6% を占める。電気機器の 48%、機械類の 35%、衣類の 28%、有機化学品の 27%、プラスチックの 25% が中国からの輸出である。

鉱物性燃料の輸入については、「エネルギーセクターにおけるメタン排出の削減に関する規則」(メタン規則) が適用される。メタン規則では、2027 年 1 月 1 日以降、輸入者は、EU 外で生産された原油、天然ガス又は石炭の供給について 2024 年 8 月 4 日以降に結ばれた契約が、EU メタン規則と同等のモニタリング・報告・検証 (MRV) 措置の下にある天然ガス等

のみを対象としていることを証明・報告しなければならない。また、2028 年 8 月 5 日までおよびその後毎年、輸入者は、2024 年 8 月 4 日以降に結ばれた供給契約について、天然ガス等の生産のメタン原単位を報告しなければならない。さらに、メタン原単位上限値の影響についての 2029 年 8 月 5 日までの評価に基づき、欧州委員会は、天然ガス等の生産段階でのメタン原単位上限値を設定することになる。EU が、ロシアからのガスを代替するため米国の LNG 輸入を増加している中、2025 年 12 月 15 日のエネルギー閣僚理事会を前に、米国のように異なる生産者のガス・石油を輸送のために混合する複雑なケースについて、欧州委員会は、「簡素で予測可能な実施のための解決策」として、第三者検証による「認証法」とデジタル ID を全ての石油・ガスの売買契約に割り当てる「追跡・主張法」を提案した。しかし、米国も、エネルギー閣僚理事会前に文書を回付し、米国のメタン排出規制を EU のメタン規則と同等のものとみなすこと、EU メタン規則の下で、米国の排出量データの報告を義務づけるのを 2035 年 10 月まで延期することを求めたと報じられた。エネルギー閣僚理事会では、欧州委員会によって提案された上記の「プラグマティックな実施に関するアプローチ(解決策)」が支持されたが、米国との議論は噛み合わないままとなっている。

プラスチックに関しては、2025 年 12 月 23 日、欧州委員会が、プラスチックの循環性を促進するためのパイロット措置の一部として、公平な市場・競争を確保するための措置を掲げた。EU 目標を満たすために、バージンプラスチックが「リサイクル」として低い価格で売られていることが報告されていることから、2026 年に、①食品接触材について規則を改正して、輸入されるリサイクルプラスチックについて厳格な文書提出要件を導入する、②EU 外で運営されているリサイクル施設の実施状況に関して監査を行う、③新しくつくられた輸入監視タスクフォースの下などでプラスチックの輸入のモニタリングを行い、必要な場合には、保護措置を導入するとしている。

衣類については、2025 年 12 月 12 日、経済・財務閣僚理事会が、主にファストファッショングの電子商取引の小包の大量流入に対応するため、150 ユーロ未満の小包に 3 ユーロの関税を 2026 年 7 月 1 日から適用することに合意した。それに先立つ 11 月 13 日、経済・財務閣僚理事会は、150 ユーロ未満の財を、関税を払わずに輸入することを認めるルールを廃止することに合意し、新しいルールを 2028 年に適用開始することになっていた。同時に、150 ユーロ未満の財に関税を課す簡素で一時的な解決策に向けて 2026 年になるべく早く作業する約束をしていた。ところが、フランス、イタリアなどが各国レベルで課金を 2026 年から導入する動きを見せたことから、3 ユーロの関税の適用が早まった。

以上のような輸入規制・課金を EU が直近、多用している背景には、EU の産業・競争力政策が活路を見出せていないことや、米国の輸入関税引き上げに伴い、米国に輸出しようとしていた製品が EU に流入していることがある。

しかし、輸入規制・課金は今後、いくつかの課題に直面しそうである。EU 域外との関係では、メタン規制について、上述のとおり、米国と EU との間に大きな火種がある。また、CBAM についても、各国との対立が残されている。CBAM が完全実施となった 2026 年 1 月 1 日には、中国商務部の報道官は質問に答えて、EU が 2025 年 12 月に発表した CBAM に関する一連の法案と実施規則について、中国に対する不公平で差別的な扱いであり、中国は、断固としてあらゆる必要な措置を採るとコメントした。EU 域内からも、アルミニウムを原材料とするアルミニウム製品製造業や、肥料を施用する農業事業者から、価格上昇や供給減少に対する懸念・反発が示されている。特に、農業事業者からは、EU-Mercosur（南米南部共同市場）自由貿易協定の署名に伴い、今後、安い農産物が輸入されると見込まれることから強い反発が示されている。2025 年 12 月 9 日の EU-Mercosur 自由貿易協定を議論する EU 理事会を前に、12 月 7 日の臨時農業閣僚会合で、欧州委員会は、肥料の価格を下げるため、アンモニア、尿素その他の肥料への関税を一時停止する提案をするとともに、肥料などの財に関する CBAM の一時停止を認める新たな措置に関するガイダンスを出すとした。しかし、肥料への CBAM 適用の一時停止は、パンドラの箱を開けることにもなる。EU 域内外から、輸入規制・課金の強化と緩和の両方向への動きが既にみられるようになっている。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp